

鹿児島県過疎地域持続的発展方針（案）に係るパブリック・コメント  
 において提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方について

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	<p>「農業分野を中心に在留外国人についても増加～外国人、地域外の人材等を活用していくことが重要である」の外国人の人材の活用に関する文章は削除してもらいたい。</p> <p>言語や文化の違いによるトラブル、教育・医療・行政サービスへの負担増など、十分な準備なしに外国人を受け入れることは地域住民との摩擦を招き、過疎地の住みづらさを助長する恐れがある。まずは日本人の定住促進を優先すべきである。</p>	<p>本県では生産年齢人口の減少等により、人手不足が深刻化する中、2030年に全産業で必要な人材が6万7千人不足することが予測されており、外国人材は地域経済を支える貴重な人材となっています。</p>
2	<p>「地域づくりの担い手として、移住者や外国人を活用していくことが重要」という部分について、労働力や人材不足の課題は理解するが、外国人の急増や家族帯同の拡大には慎重さが必要だと感じている。</p> <p>全国の報道でも、外国人が多く入居した地域で、ごみ出し・騒音・防犯などの生活ルールの違いから、地域の調和が崩れる例が少なくない。また、宗教や言語、文化の違いにより、学校や行政現場が過大な対応負担を抱えている実情も報告されている。</p> <p>鹿児島の地域は人のつながりで成り立っており、地域行事や学校教育の中で互いを理解し支え合うには、言葉や文化を超えた時間と労力が必要である。</p> <p>その基盤を整えないまま家族帯同が進めば、日本人の子どもや地域高齢者への支援が後回しになるおそれがある。</p> <p>まずは、地元若者やシニアの地域回帰支援、子育て世帯が安心して働ける環境整備を優先していただきたい。</p>	<p>人口減少や少子化が進行し、地域における課題が複雑化・多様化する中、県では、地域の多様な主体が連携・協力し、地域の課題解決に取り組む「共生・協働の地域社会づくり」に取り組んでいるところです。</p> <p>本県においても様々な分野で人材をいかに確保するかということが大きな課題になっており、県内で暮らす外国人は地域経済・地域社会を支える貴重な人材であると考えております。</p> <p>このような中、県では、日本人と外国人が共生する地域づくりを進めておりますが、取組を進めるにあたっては、日本人一人ひとりが外国人についての理解と認識を深めることが共生社会のために必要であるとともに、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが必要であると考えております。</p> <p>御意見については、次期方針に基づく施策展開に当たっての参考とさせていただきます。引き続き、市町村や関係機関・団体等と連携しながら、日本人と外国人が共生する地域づくり、多様な主体による共生・協働の地域社会づくりを進めてまいります。</p>
3	<p>「企業立地を図る必要がある」という部分について、その趣旨自体には賛同するが、外国資本による土地・農地・水資源の買収が全国的に問題化している現状を踏まえ、鹿児島でも慎重な姿勢を求め。報道では、中国資本を中心とする農地や森林買収が進み、地域住民の意思とは異なる形で土地利用が進められる例が増えている。</p> <p>鹿児島は水資源や離島、山林など国家的にも重要な地域を多く抱えており、外資の参入が県の安全保障・文化・生態系に及ぼす影響を軽視することはできない。</p> <p>県民の土地と自然は、短期的な経済効果のための資源ではなく、未来の子どもたちに受け継ぐ「郷土の土台」である。</p> <p>企業誘致を進める際は、出資構造の透明化や資本の審査制度など、県が主体的に管理・監視できる枠組みを明確にしていきたい。</p>	<p>御意見については、今後の取組において参考とさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
4	<p>「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進する」という方針については、全面的な推進には反対する。釧路湿原や阿蘇山麓など全国で、メガソーラーや風力発電による自然破壊・景観喪失が深刻化している。</p> <p>鹿児島では、森林・湿地・海岸線など自然景観と一体の土地には、原則として大規模再エネ設置を認めない明確な方針を掲げ、環境と調和する小規模・地域主導型の再エネに限定すべきだと考える。</p> <p>「持続的発展」とは、単に経済を回すことではなく、人が人らしく、鹿児島の自然と共に生きることが続くことだと思う。</p>	<p>御意見を踏まえて、第1章第1節「16 再生可能エネルギーの利用の促進」に、自然環境に配慮し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進する旨の記述を追加しました。</p>
5	<p>「地域の農業を支える人材を確保するため、外国人材の円滑な受け入れに向けた環境整備を推進（一部略）」とあるが、「外国人材の円滑な受け入れに向けた環境整備」は削除してもらいたい。</p> <p>外国からの就労による移住は、欧米諸国でも大問題となっている。過疎は国内とAIや技術革新で解消する余地がある。</p>	<p>外国人材の受入については、政府方針に基づき対応しています。</p> <p>現在、国においては、令和9年4月から施行される「育成就労制度」の分野別運用方針について検討しているところであり、県もその動向について情報収集しているところです。</p> <p>御意見については、次期方針に基づく施策の展開に当たっての参考にさせていただきます。</p>
6	<p>外国人材の確保による担い手の活用は削除してもらいたい。</p> <p>外国人材労働者への依存は、国際情勢や移民政策の変化により確保が困難となる可能性があることや、外国人に依存する構造により日本人の担い手が減少し、地域の知恵や技術の継承が困難となる。</p> <p>また、食料の安定供給は安全保障上の重要課題であり、食料の生産基盤を他国に依存することは有事の際に国民の命を危険にさらす恐れがある。</p>	<p>外国人材の受入については、政府方針に基づき対応しています。</p> <p>現在、国においては、令和9年4月から施行される「育成就労制度」の分野別運用方針について検討しているところであり、県もその動向について情報収集しているところです。</p> <p>御意見については、次期方針に基づく施策の展開に当たっての参考にさせていただきます。</p>
7	<p>令和6年3月の地域公共交通計画に合わせて内容を変更したようであるが、その後一部の民営バス会社による大規模な撤退が相次いでいる。自社のドル箱路線に人員を回すためにコミュニティバスが廃止（他の事業者で継続）された例すらある。また、相変わらず全国交通系ICカードは使えないにも関わらずローカルカード(Rapica)の唯一の利点であったプレミアムも廃止された。</p> <p>県民をバス利用から遠ざけるような改悪が相次いでおり、事業者へのより強力な支援が必要である。同時にバス事業者にはこれ以上の減便や路線廃止の防止を求める。またプレミアムが廃止された以上Rapicaの存在意義は無くなったため、Rapicaを廃止して全国交通系ICカードに切り替えて県民がJRとバスをスムーズに乗り継げるようにすべきであり、そのための機器更新費用の大部分を県が補助すべきである。</p> <p>JRについても券売機のない無人駅が増え定期利用者以外には乗りにくくなっているため、県が費用の一部を補助してSUGOCAエリアの拡大を図るべきである（長崎県で実例あり）。最近無人化した駅のうち比較的用户の多い駅については指定席券売機等の窓口代替手段も検討するべきである。</p>	<p>本方針の第5章4節「1 陸上交通の確保」において、地域住民の生活に必要なバス路線であって、バス事業者の自助努力だけでは維持できないものについては、運行費の補助等により、その運行維持に努めることなどについて盛り込んでいます。</p> <p>また、鉄道については、「安全性・定時性・快適性の確保、速達性の向上に加え、路線の維持・存続、安定的な運行が図られるよう努める」と快適性の確保について盛り込んでいます。</p> <p>御意見については、次期方針に基づく施策の展開に当たっての参考にさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
8	<p>鹿児島市から離れた場所に住む障がい者についての言及に乏しい。特に発達障がい者等の精神障がい者については、障がいの性質上働ける場所が著しく限られるにも関わらず鹿児島市以外の障がい者枠雇用はほぼ肉体労働しかなく、体力の弱い障がい者がデスクワークで労働可能な場所が地方部には殆ど無い。</p> <p>経営者に「障がい者は安く使える労働力」「精神障がいは甘え」といった誤った考えがあるのではないかとさえ思える。地方部民間企業の経営者に対して啓発が必要である。</p>	<p>御意見を踏まえて、第7章第5節「障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策」に、障害保健福祉圏域（地域振興局・支庁単位）ごとに県内7か所に設置しており、障害者に対する就業面及び生活面の支援を一体的かつ総合的に行っている「障害者就業・生活支援センター」の活用についての記述も追記しました。</p>
9	<p>観光・移住の外国人に対応するための施策がない。</p> <p>過疎地域は医療福祉資源が極めて限られている。既存住民の高齢化や慢性的人手不足により、地域医療体制は脆弱である。言語や文化の違いにより、医療現場・介護現場における対応は複雑化し、現場の負担（言語の誤訳、文化の違いにより誤った解釈が生じるリスク、医療費未払いや制度理解不足等によるトラブル）の増大は不可避であるが、それらに対する具体的な対策が示されていない。</p>	<p>&lt;医療関係&gt;</p> <p>外国人観光客とのコミュニケーションに関し、県内の施設向け（医療機関を含む。）に「鹿児島県多言語コールセンター」を設置しており、医療機関に対し情報提供による支援は行っているところではあるが、御意見については、次期方針に基づく施策の展開に当たっての参考にさせていただきます。</p> <p>&lt;介護関係&gt;</p> <p>御意見については、介護保険に加入している外国人の介護サービスの利用に関する御意見として受け止めさせていただきます、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>①鹿児島県には国立ではない「公立大学」が存在せず県立短期大学しかない。短期大学では取得可能な資格があるために県外の大学に進学して、そのまま戻ってこない例は多い。鹿児島県立大学を実現して学生の県外流出を抑制すべきである。</p> <p>②また公立の男女別学の高校は可及的速やかに共学化して性別による進路の制約を是正し、居住地で進路が制約されることを少しでも減らすべきである。</p>	<p>① 県内の4年制大学は、国立大学が2校、私立大学が4校あります。国立大学においては、定員を満たしておりますが、私立大学においては、定員を満たしていない状況が続いています。</p> <p>国の中央教育審議会の答申において、令和6年現在約63万人いる大学進学者数は、2040年には約17万人減の約46万人となり、現在の定員規模の約73%へと大幅に減少すると予測されており、県内においても、若年層人口の減少が進行することが見込まれ、既存の県内大学における入学者の確保に大きな影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>また、他県の公立の四年制大学の状況等を見ますと、入学者の県内出身者の割合や卒業生の県内就職の割合はいずれも五割弱となっております。</p> <p>これらのことから、新たな県立大学を設置することは、慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>② 公立高校については、教育の目的、目指す生徒の姿、地域の実情等を踏まえて共学、もしくは男女別学も含めた在り方を決定しているところです。</p> <p>また、本県の公立高校については、教育の普及及び機会均等を図るため、学区ごとに普通科や専門学科等を適切に設置し、生徒が希望に応じて進路を選択できるようにしているところです。</p>

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
11	<p>この節は全体として「強きを是、弱きを非」とする内容が読み取れる。これは一歩間違えば病児や発達障がい児等の「自己責任ではない弱い子ども」を切り捨てることになり、発達障がい児へのいじめを助長しかねない。そもそも「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」という鹿児島県特有の教えは絶対的な上下関係に縛られた郷中教育を根底としており、パワハラや暴力、男尊女卑の肯定に繋がる。</p> <p>心の強さとは「弱い者は厳しく鍛えて強くすべきだ」というものではなく「相手の弱さをも受け入れる寛容さ」ではないであろうか。強さを絶対視した過去の教育と決別するためにも、弱者の包摂を明記した世界基準の人権に合わせた内容に全面的に書き直すべきである。</p>	<p>県教育振興基本計画においては、特に「心の教育」を重点に掲げて取り組むとともに、技術革新の急速な進展に伴う非認知能力育成の重要性も踏まえることを掲げており、その内容を県過疎地域発展方針に記載しているところである。</p> <p>県教委としては、後段に記載のとおり、子供たちの規範意識を養い、他者を思いやる心や感動する心など豊かな人間性や心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育の推進が必要と考えており、御指摘のような「強きを是、弱気を非」とする内容であるとは考えていないところである。</p> <p>また、次の項において「子供一人一人の自立と社会参加の実現に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育の推進」についても記載しているところである。</p> <p>なお、郷中教育については、先輩が後輩を教導くことで、勉学や武芸、山坂達者を学び合い、心身を鍛え合うものであると認識しており、パワハラや暴力、男尊女卑の肯定につながるものとは考えていないところである。</p>
12	<p>自治体が異なれば連携には限界がある。</p> <p>鹿児島県は平成の大合併時に自治体再編があまり進まなかった。そのため更なる市町村合併の促進とその際の県の協力、さらには鹿児島市の更なる合併による政令指定都市化も目標の一つとして内容に盛り込むべきである。</p>	<p>御意見については、次期方針に基づく施策の展開に当たっての参考にさせていただきます。</p>